

保 育 料 月 額 徴 収 基 準 表 (3 号 認 定)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育標準時間	保育短時間	
階層区分	定 義				
第 1	生活保護世帯		円 0	円 0	
第 2	1	市町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0
	2		ひとり親世帯等以外の世帯	0	0
第 3	1	市町村民税 均等割課税世帯	ひとり親世帯等	(0) 3,400	(0) 3,200
	2		ひとり親世帯等以外	(4,500) 9,100	(4,300) 8,600
	3	市町村民税 所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	(0) 4,900	(0) 4,700
	4		ひとり親世帯等以外	(6,400) 12,800	(6,000) 12,100
第 4	1	市町村民税 所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	(0) 5,900	(0) 5,600
	2		ひとり親世帯等以外	(7,200) 14,400	(6,800) 13,600
	3	市町村民税 所得割課税額 57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	(0) 7,200	(0) 6,800
	4		ひとり親世帯等以外	(8,400) 16,800	(7,700) 15,500
	5	市町村民税所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満		(11,000) 22,000	(10,100) 20,200
第 5	1	市町村民税所得割課税額 97,000円以上 109,000円未満		(12,800) 25,700	(11,800) 23,600
	2	市町村民税所得割課税額 109,000円以上 122,000円未満		(13,900) 27,900	(12,800) 25,600
	3	市町村民税所得割課税額 122,000円以上 169,000円未満		(15,800) 31,600	(14,500) 29,000
第 6	1	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 217,000円未満		(17,600) 35,200	(16,200) 32,400
	2	市町村民税所得割課税額 217,000円以上 301,000円未満		(19,400) 38,900	(17,900) 35,800
第 7	市町村民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満		(20,200) 40,400	(18,600) 37,200	
第 8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上		(20,600) 41,200	(18,900) 37,800	

() は徴収基準表に定める額×1/2の額

備 考

1 生計を一にする子どもが2人以上いる場合

児 童	徴 収 金 の 額
利用する子どもが、第1子である場合	徴収基準表に定める額
利用する子どもが、第2子である場合	徴収基準表に定める額×1/2
利用する子どもが、第3子以降である場合	0

2 第4-2階層以下に該当するひとり親世帯等以外の世帯は、上記1に掲げる規定にかかわらず、次のとおりとする。

児 童	徴 収 金 の 額
利用する子どもが、第1子である場合	徴収基準表に定める額×1/2
利用する子どもが、第2子以降である場合	0